

議案第43号

町道の認定及び廃止について

道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、次の路線を認定及び廃止するものとする。

認 定

路線番号	路線名	起 点	終 点	実 延 長	幅 員	摘要
E-17	朝日16号線	朝日4丁目6番地19	朝日4丁目6番地23	m 236.17	m 7.00 10.00	
E-41	朝日34号線	朝日4丁目24番地29	朝日4丁目25番地65	m 259.64	m 10.00	
E-43	朝日36号線	朝日4丁目25番地59	朝日4丁目6番地12	m 225.25	m 7.50 10.00	
E-44	朝日37号線	朝日4丁目6番地23	朝日4丁目6番地22	m 70.36	m 10.00	
F-51	湯地杵臼線	字湯地171番地1	字杵臼97番地1	m 858.47	m 6.00	

廃 止

路線番号	路線名	起 点	終 点	実 延 長	幅 員	摘要
E-17	朝日16号線	朝日4丁目6番地19	朝日4丁目25番地18	m 135.70	m 6.00	
E-41	朝日34号線	朝日4丁目24番地29	朝日4丁目24番地28	m 158.49	m 10.00	
F-51	湯地杵臼線	字湯地171番地	字杵臼1093番地	m 984.00	m 4.00 4.50	